

広島県告示第七百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和三年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和元年広島県告示第八百十六号		
所在地	広島県広島市安佐北区白木町大字小越及び同市安佐北区白木町大字秋山地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類	土砂災害警戒区域
	小越上八六二（五九八二）	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類	土砂災害特別警戒区域
	秋山横路（五七二七）	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域